

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

制定	平成20年1月7日	区長決定 要綱第12号
改正	平成21年4月1日	要綱第430号
改正	平成22年3月18日	要綱第33号
改正	平成25年4月1日	要綱第42号
改正	平成27年2月23日	要綱第53号
改正	平成30年5月1日	要綱第134号

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震化に関する区民等の要望に対して、耐震化アドバイザーを派遣し、耐震化アドバイザーの適切な助言等により耐震化の促進を図り、建築物の安全性の向上および災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震化アドバイザー 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士の免許を有し、建築物の耐震化技術等に精通している者で、区長の依頼により協定機関が所属会員から選任した者（以下「アドバイザー」という。）をいう。
- (2) 協定機関 区長と「品川区耐震化アドバイザー派遣業務に関する協定書」を締結した専門機関をいう。
- (3) 非木造共同住宅のうち、ア、イ、ウのいずれにも該当するもの（以下「マンション」という。）また、ア、イ、エのいずれにも該当するもの（以下「小規模マンション」という。）
 - ア 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存するもので、人の居住の用に供する専有部分があるもの
 - イ 地階を除く階数が原則として3以上のもの
 - ウ 敷地が品川区地域防災計画において定められた啓開道路に接するものまたは延べ面積が1,000㎡以上のもの
 - エ 延べ面積が1,000㎡未満のもの
- (4) 緊急輸送沿道建築物 緊急輸送道路等として指定された道路の沿道建築物で、高さが前面道路幅員の2分の1を超えるものをいう。

(派遣対象建築物)

第3条 この要綱により、アドバイザー派遣の対象となる建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、品川区内にある民間建築物（国、公共団体以外が所有する建築物をいう。）で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合している建築物であること。

(3) マンション、小規模マンションまたは緊急輸送沿道建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める建築物を派遣対象建築物とすることができる。

(派遣対象者)

第4条 この要綱により、派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、派遣対象建築物の所有者とする。ただし、区分所有建築物にあっては、区分所有者によって合意された代表者、共有建築物にあっては、共有者によって合意された代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

(派遣回数の制限)

第5条 派遣対象者は、通算して6回を超えてアドバイザー派遣を受けることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認めるときは、制限回数を超えてアドバイザーを派遣することができる。

(派遣申請手続)

第6条 アドバイザー派遣を受けようとする者は、耐震化アドバイザー派遣申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、アドバイザー派遣の対象になることを決定したときは、協定機関に耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書（第2号様式）によりアドバイザー派遣業務の実施を依頼する。

2 協定機関は、前項の規定により、区長からアドバイザー派遣業務を実施する依頼があったときはアドバイザーを選任し、耐震化アドバイザー選任届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

3 区長は、協定機関から耐震化アドバイザー選任届の提出があったときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書（第4号様式）により申請者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

4 区長は、審査の結果、対象にならないことを決定したときは、耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(業務報告)

第8条 アドバイザーは、業務の完了後、速やかに耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書（第6号様式）により区長に報告しなければならない。

(派遣の辞退)

第9条 派遣決定者は、アドバイザー派遣を辞退するときは、耐震化アドバイザー派遣辞退届（第7号様式）により区長に届け出なければならない。

(派遣承認決定の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣承認決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によりアドバイザー派遣承認決定がなされたとき。

(2) 法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣承認決定を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書（第8号様式）により、派遣決定者に通知するものとする。

(派遣業務の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣業務を取り消すことができる。

(1) 第9条の規定により、耐震化アドバイザー派遣辞退届があったとき。

(2) 前条第1項の規定により、アドバイザー派遣承認決定の取消しをしたとき。

(3) アドバイザーが法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣業務を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書（第9号様式）により、協定機関に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は平成20年1月7日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成30年5月1日から適用する。